

真の地方分権改革の推進を求める決議

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から四半世紀近くが経過した今、これまでの地方分権改革や、先般、成立した第7次一括法などにおいて、地方自治体からの提案が一部盛り込まれたものの、地方税財政基盤の充実や都市自治体への更なる権限移譲など、真に地方が望む改革には、未だ程遠いのが現状である。

地方分権改革は、地方創生を推進し、我が国が持続可能で活力に満ちた社会を築くために、必要不可欠なものであり、国と地方の役割分担の見直しや大胆な権限の移譲、税源配分5：5の実現、地方共有税の創設などを早急に進める必要がある。

よって、国におかれては、法制化した国と地方の協議の場を実効性のあるものとして運用するとともに、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革の推進に取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成29年5月12日

第170回北信越市長会総会